

御宿町水源水質保全条例（平成14年10月9日条例第27号）

最終改正：

改正内容：平成14年10月9日条例第27号

○御宿町水源水質保全条例

平成14年10月9日条例第27号

御宿町水源水質保全条例

（目的）

第1条 この条例は、水源を保全することが必要な地域を指定し、当該地域における排水に係る基準を定めるとともに、その水質の汚濁防止のための規制その他必要な措置を講ずることにより、水源水質の保全を図り、もって現在及び将来にわたって町民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「水源」とは、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「水濁法」という。）

第2条第1項に規定する公共用水域をいう。

2 この条例において「水源保全地域」とは、町民の健康で文化的な生活を確保するために水源の水質を保全することが必要な地域として、第7条第1項の規定により指定された地域をいう。

3 この条例において「対象事業場」とは、次に掲げる事業場をいう。

（1）ゴルフ場（面積が1ヘクタール以上であるもの。ただし、ホール数が9未満であり、かつ、町長が水源の水質を汚濁するおそれがないと認めたものを除く。）

（2）廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場並びに施行令第7条第14号ロ及びハに規定する産業廃棄物の最終処分場をいう。）

4 この条例において「排水」とは、公共用水域に排出される水をいう。

（町の責務）

第3条 町は施策を通じて水源の水質を保全するため必要な措置を講じなければならない。

2 町は、前項の施策の実施にあたっては、計画の策定、施設の整備、住民の参加及び協力その他必要な措置を講じなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動を行うにあたり、水源の水質を保全するため必要な措置を講ずよう努めなければならない。

2 事業者は、水源の水質を保全するための町の施策に協力しなければならない。

（町民の責務）

第5条 町民は、水源の水質保全についての関心と理解を深めるとともに、町が実施する水質保全に関する施策に積極的に協力しなければならない。

（啓発活動）

第6条 町長は、水源の保全に係る知識の普及及び意識の高揚を図るため必要な措置を講じなければならない。

（水源保全地域の指定等）

第7条 町長は、町民の健康で文化的な生活を確保するため水源の水質を保全することが必要と認められる地域を水源保全地域として指定するものとする。

2 町長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、周辺行政区の意見を聴かなければならない。

3 町長は、第1項の規定により、水源保全地域を指定したときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

4 前2項の規定は、町長が水源保全地域を変更し、又は解除しようとする場合において準用する。

（排水基準）

第8条 水源保全地域における排水の汚染状態についての排出基準は、次の各号に掲げる対象事業場の区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

（1）第2条第3項第1号に規定するゴルフ場 別表第1の左欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の種類ごとに、同表の中欄に掲げる許容限度を超えないこと。

（2）第2条第3項第2号に規定する廃棄物の最終処分場 人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものと

して別表第2の左欄に掲げる物質についてはその種類ごとに同表の中欄に掲げる許容限度を、また、排出水の汚染状態に係るものとして別表第3の左欄に掲げる項目については同表の中欄に掲げる許容限度を、それぞれ超えないこと。

2 前項に規定する排出基準に係る排出水の汚染状態を測定するにあたっては、別表第1から別表第3までの左欄に掲げる農薬の種類、物質の種類又は排出水の汚染状態に係る項目について、それぞれこれらの表の右欄に掲げる検定方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(生活排水対策)

第9条 生活排水を排出する者は、下水道法（昭和33年法律第79号）その他の法律の規定に基づき生活排水の処理に係る措置をとるべきこととされている場合を除き、次の各号に掲げる設備の設置に努めなければならない。

- (1) 合併処理浄化槽
- (2) 沈殿槽
- (3) 水切袋
- (4) 前各号に掲げるもののほか、水質浄化に有効と町長が認める汚水処理装置

2 前各号に掲げるもののほか、生活排水を排出する者は、汚濁負荷を増加する行為を抑制するように努めなければならない。

(対象事業場の設置等の届出)

第10条 水源保全地域において、対象事業場を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、その旨を町長に届出なければならない。

2 水源保全地域において、次の各号に掲げる対象事業場の区分に応じて当該各号に掲げる構造等の変更をしようとする者は、規則で定めるところにより、その旨を町長に届出なければならない。

- (1) 第2条第3項第1号に規定するゴルフ場 そのコースの拡張又は改修は、次に定めるとおりとする。
 - ア 拡張面積が1ヘクタール以上のコース
 - イ 改修面積が3ヘクタール以上のコース

(2) 第2条第3項第2号に規定する廃棄物の最終処分場 その構造又は規模の変更（主要な設備の変更を伴わず、かつ、処理能力の10パーセント以上の変更を伴わない軽微な変更を除く。）

(住民説明会及び意見等)

第11条 前条第1項又は第2項の規定による対象事業場の設置又は構造等の変更（以下「対象事業場の設置等」をいう。）の届出をしようとする者は、対象事業場の事業内容、事業活動に係る水源水質に及ぼす影響及びその防止対策について説明会を開催し、対象事業場計画地域周辺2キロメートル以内の住民（以下「地域内住民」という。）に説明しなければならない。

2 前項に規定する説明会において地域内住民の意見があったときは、当該事項に係る報告書を対象事業場に設置等の届出の際に添付しなければならない。

(計画変更命令)

第12条 町長は第10条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る排出水が排水基準に適合しないと認めるときは、届出のあった日から60日以内に限り、当該届出をした者に対し、その届出に係る計画の変更を命ずることができる。

(実施の制限)

第13条 第10条の規定による届出をした者は、その届出をした日から60日を経過した後でなければ、当該届出に係る対象事業場の設置等をしてはならない。

2 町長は、第10条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(対象事業場の使用廃止等の届出)

第14条 第10条の規定による届出をした者は、その届出に係る対象事業場の使用を廃止した時は、速やかにその旨を町長に届出なければならない。

(排水基準の遵守)

第15条 水源保全地域において対象事業場を設置している者は、排水基準を遵守しなければならない。

附則

この条例は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

別表第1（第8条関係）

農薬の種類	許容限度	検定方法
（殺虫剤）		ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改正につ

いて（平成3年7月30日付け環水土第109号環境庁水質保全局長通知）に定める方法

アセフェート	0.8mg/l	
イソキサチオン	0.08mg/l	
イソフェンホス	0.01mg/l	
エトフェンプロックス	0.8mg/l	
クロルピリホス	0.04mg/l	
ダイアジノン	0.05mg/l	
チオジカルブ	0.8mg/l	
トリクロロホン（DEP）	0.3mg/l	
ピリダフェンチオン	0.02mg/l	
フェントロチオン（MEP）	0.03mg/l	
（殺菌剤）		
アゾキシストロビン	5mg/l	
イソプロチオラン	0.4mg/l	
イプロジオン	3mg/l	
イミノクタジン酢酸塩	0.06mg/l	
エトリジアゾール（エクロメゾール）	0.04mg/l	
オキシ銅（有機銅）	0.4mg/l	
キャプタン	3mg/l	
クロロタロニル（TPN）	0.4mg/l	
クロロネブ	0.5mg/l	
チウラム（チラム）	0.06mg/l	
トルクロホスメチル	0.8mg/l	
フルトラニル	2mg/l	
プロピコナゾール	0.5mg/l	
ペンシクロン	0.4mg/l	
ホセチル	23mg/l	
ポリカーバメーイト	0.3mg/l	
メタラキシル	0.5mg/l	
メプロニル	1mg/l	
（除草剤）		
アシュラム	2mg/l	
ジチオピル	0.08mg/l	
シデュロン	3mg/l	
シマジン（CAT）	0.03mg/l	
テルブカルブ（MBPMC）	0.2mg/l	
トリクロピル	0.06mg/l	
ナプロパミド	0.3mg/l	
ハロスルフロンメチル	0.3mg/l	
ピリブチカルブ	0.2mg/l	
ブタミホス	0.04mg/l	
フラザスルフロン	0.3mg/l	
プロピザミド	0.08mg/l	
ベンスリド（SAP）	1mg/l	
ベンディメタリン	0.5mg/l	
ベンフルラリン（ベスロジン）	0.8mg/l	
メコプロップ（MCP）	0.05mg/l	
メチルダイムロン	0.3mg/l	

別表第2（第8条関係）

物質の種類	許容限度	検定方法
カドミウム及びその化合物	0.01g/l	排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）に定める方法
シアン化合物	検出されないこと	
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	検出されないこと	

鉛及びその化合物	0.01mg/l
六価クロム化合物	0.05mg/l
砒素及びその化合物	0.01mg/l
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/l
アルキル水銀化合物	検出されないこと

ポリ塩化ビフェニール	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.03mg/l
テトラクロロエチレン	0.01mg/l
ジクロロメタン	0.02mg/l
四塩化炭素	0.002mg/l
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l
チウラム	0.006mg/l
シマジン	0.003mg/l
チオベンカルブ	0.02mg/l
ベンゼン	0.01mg/l
セレン及びその化合物	0.01mg/l
農薬（別表第1の左欄に掲げる農薬）	別表第1の左欄に掲げる農薬の種類ごとに、同表の中欄に掲げる値
別表第1の右欄に掲げる方法	

別表第3（第8条関係）

項目	許容限度	検定方法
水素イオン濃度	5.8以上8.6以下	排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）に定める方法
生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量	20mg/l	
浮遊物質	40mg/l	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	3mg/l	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	5mg/l	
フェノール類含有量	0.5mg/l	
銅含有量	1mg/l	
亜鉛含有量	1mg/l	
溶解性鉄含有量	5mg/l	
溶解性マンガン含有量	5mg/l	
クロム含有量	0.5mg/l	
ふっ素含有量	10mg/l	
大腸菌群数	3,000個/cm	
窒素含有量	120mg/l	
りん含有量	16mg/l	